

++-

指定居宅サービス 訪問看護ステーション

指定介護予防サービス 介護予防訪問看護ステーション

重要事項説明書



医療法人明和会

訪問看護ステーションほっとケア

介護保険サービス 重要事項説明書

1. 指定訪問看護ステーションを提供する事業者について

法人名 医療法人 明和会
代表者 伊崎 明
所在地 長崎県大村市東本町168
電話番号 0957-52-8775 (直通番号)

2. 事業所の名称

名称 訪問看護ステーションほっとケア
所在地 長崎県大村市東本町168
電話番号 0957-33-9005 (代表番号)
FAX 0957-48-7552 (代表番号)
緊急連絡先 0957-33-9005
メールアドレス houkan@izaki-med.net
管理者氏名 伊達 孝太郎
事業所番号 4260590197
事業所の実施地域 大村市

3. 事業目的と運営方針

目的

指定訪問看護の適正かつ円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を確保することを目的とします。

運営の方針

- 1 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとします。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

4. 事業所の営業日及び時間

営業日：月曜日から金曜日

※事業所のやむをえない都合等により提供が困難な場合は曜日を限定して提供することがあります。

※国民の祝日及び12月29日から1月3日、8月13日から8月15日までを除く。

営業時間 午前09時00分～午後05時15分

連絡時間 午前08時30分～午後05時15分

※但し前2に記載の緊急連絡先番号では24時間連絡できる体制とします。

5. 実施地域について

通常の事業の実施地域は、大村市内とします。

6. 事業所の職員体制

	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	合 計
管理者（看護師）		0.5名		0.5名
看護師	3名	0.5名		3.5名
理学療法士		0.75名		0.75名
作業療法士				
言語聴覚士		0.15名		0.15名
合 計	3名	1.9名		4.9名

7. 利用料金

保険給付サービス

介護保険法に基づいた訪問看護を行った場合に、算定基準に沿って保険給付サービスを請求致します。

(1) 訪問看護費

所要時間	介護予防訪問看護費	訪問看護費
20 分未満	303 単位	314 単位
30 分未満	451 単位	471 単位
30 分以上 1 時間未満	794 単位	823 単位
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1090 単位	1128 単位

※准看護師が訪問する場合（所定単位数の 100 分の 90）

(2) 加算名称 左✓マークがついたものに対して説明同意のうえ算定するものとします

	加算の名称	単位数	要件
☐	夜間・早朝加算	基本単価の 25%/1 回	夜間（午後 6 時～午後 10 時） 早朝（午前 6 時～午前 8 時）
☐	深夜加算	基本単価の 50%/1 回	深夜（午後 10 時～午前 6 時）
☐	複数名訪問加算Ⅰ	254 単位/1 回	複数の看護師等が同時に所要時間 30 分未満の指定訪問看護を行った場合
☐		402 単位/1 回	複数の看護師等が同時に所要時間 30 分以上の指定訪問看護を行った場合
☐	複数名訪問加算Ⅱ	201 単位/1 回	看護師等が看護補助者と同時に所要時間 30 分未満の指定訪問看護を行った場合
☐		317 単位/1 回	看護師等が看護補助者と同時に所要時間 30 分以上の指定訪問看護を行った場合
☐	長時間訪問看護加算	300 単位/1 回	1 時間 30 分以上となる時
☐	緊急時訪問看護加算	600 単位/1 月	事業所が利用者の同意を得て、24 時間連絡体制と必要に応じて緊急訪問を行う場合
☐	特別管理加算Ⅰ	500 単位/1 月	在宅悪性腫瘍等患者指導管理 在宅気管切開患者指導管理 気管カニューレの使用 留置カテーテルの使用
☐	特別管理加算Ⅱ	250 単位/1 月	在宅自己腹膜灌流指導管理 在宅血液透析指導管理 在宅酸素療法指導管理

			在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理 在宅自己導尿指導管理 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 在宅自己疼痛管理指導管理 在宅肺高血圧症患者指導管理 人工肛門、人工膀胱の設置 真皮を越える褥瘡 週3日以上点滴注射
☐	ターミナルケア加算	2500 単位/1 月	在宅で死亡した利用者に対して、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合
☐	初回加算Ⅰ	350 単位/1 月	退院した日に初回訪問を行った場合
☐	初回加算Ⅱ	300 単位/1 月	退院日の翌日以降に初回訪問を行った場合
☐	退院時共同指導加算	600 単位/1 回	病院等に入院している者が、退院退所するにあたり、療養上必要な退院時共同指導を行った場合
☐	看護・介護職員 連携強化加算	250 単位/1 月	事業所の看護職員が訪問介護事業所の訪問介護員等に対して、喀痰吸引等の業務が円滑に行われるように、喀痰吸引等に係る計画書と報告書を作成・緊急時の対応について助言を行うこと、又は事業所の看護職員が訪問介護事業所の訪問介護員等に同行して、利用者の居宅において業務の実施状況の確認すること。または、利用者に対する安全なサービス提供体制整備・連携体制確保のための会議に出席すること
☐	看護体制強化加算Ⅰ	550 単位/1 月	算定日が属する月の前6月間において、利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の割合が50%以上であること 算定日が属する月の前6月間において、利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の割合が20%以上であること 算定日が属する月の前12月間において、ターミナルケア加算を算定した利用者が「5人以上」であること 指定訪問看護ステーションの場合、従業者の総数のうち看護職員の占める割合が60%以上であること

□	看護体制強化加算Ⅱ	200 単位/1 月	算定日が属する月の前 6 月間において、利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の割合が 50%以上であること 算定日が属する月の前 6 月間において、利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の割合が 20%以上であること 算定日が属する月の前 12 月間において、ターミナルケア加算を算定した利用者が「1 人以上」であること 指定訪問看護ステーションの場合、従業者の総数のうち看護職員の占める割合が 60%以上であること
---	-----------	------------	--

8. その他の費用について

キャンセル料

24 時間前までのご連絡の場合

キャンセル料は不要です。

当日朝 9 時までのご連絡の場合

1 提供当りの料金の 50%を請求いたします。

当日朝 9 時までにご連絡のない場合

1 提供当りの料金の 100%を請求いたします。

9. 利用料金について

利用者又は利用者代理人は事業所に対し、介護計画に基づき事業所が提供する介護保険給付サービス並びに介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」のとおり利用料等を支払います。

事業所は、利用者又は利用者代理人に対し、前月の利用料等の請求を送付します。

請求書には、請求する金額を介護保険給付対象と対象外に分けた明細書を添付します。利用者又は利用者代理人は事業所に対し、前項の利用料を月末日までに、事業所の指定する方法により支払います。

事業所は、利用者又は利用者代理人から利用料等の支払いを受けたときは、利用者又は利用者代理人に対し、領収書を発行します。

【振込先】

十八親和銀行 大村中央支店（5 1 0）

口座番号 2 4 1 9 5 6

医療法人 明和会

10. 訪問看護計画の決定・変更

- 1 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の訪問看護計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、訪問看護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、訪問看護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

11. 訪問看護サービスの基本内容

- 1 事業者は訪問看護サービスとして、訪問看護師が利用者の居宅を訪問して下記のサービス等を行います。
 - ・病状の観察
 - ・清潔の援助 → 清拭、洗髪、入浴介助、口腔ケア、足浴手浴など
 - ・食事の援助
 - ・排泄の援助 → 排泄や失禁に関する対策と指導
 - ・必要な医療処置、医療器具の管理指導、日常生活に必要な動作の訓練
 - ・介護指導、生活指導
 - ・家族の健康管理
 - ・福祉サービスなどの社会資源の紹介
- 2 事業者が提供する訪問看護サービスの具体的内容、介護保険適用の有無については、別紙「訪問看護重要事項説明書」のとおりです。
- 3 利用者以外のサービスを提供する場合には、この契約とは別に契約する必要があります。
- 4 利用者の訪問看護師は、サービスの提供の都度、利用者または利用者の家族の同意を得て、サービス提供に必要な範囲で消耗品や、器具、材料を使用します。

12. 契約の期間

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の7日前までに契約者から文書による契約終了の申し出がない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

1 3. 契約の終了

次の各号の一に該当する場合は、この契約は終了します。

- 1 利用者の要介護認定区分が、非該当となった場合。
- 2 主治医より当サービスの必要性がないと判断された場合。
- 3 事業所が第 11 条に基づき本契約の解除通告し、満了した日。
- 4 利用者が病気の治療等でサービス利用ができなくなり、医師又は介護支援専門員よりサービス継続不可の連絡があった場合。
- 5 介護支援専門員より、サービスの変更について主治医に確認し、当サービスの必要性がなくなった場合。
- 6 利用者が死亡した場合。

1 4. 利用者の契約解除

利用者及び利用者代理人が当サービスを契約解除したい場合、介護支援専門員を通して主治医に確認を行い、主治医が了承を得られた場合契約解除を行うことができます。

1 5. 事業所の契約解除

事業所は、利用者及び利用者代理人に対し、次の各号に該当する場合には、適切な予告期間において、この契約を解除することができます。但し、事業所は、解除通告をするに当たっては、利用者及び利用者代理人に十分な弁明の機会を設けるものとします。

- 1 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を 3 ヶ月分滞納したとき。
- 2 伝染性疾患により事業者に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認めたとき。
- 3 利用者の行動が事業者に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ事業者これを防止することができないと判断したとき。
- 4 利用者又は利用者代理人が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき。

1 6. 利用者の滞納について

- 1 利用者が、正当な理由なく利用料を 2 ヶ月以上滞納した場合は、事業者は当法人顧問弁護士より催促手続きを行い、なお払わない時訪問看護サービスの全部または一部を一時停止することができます。
- 2 前項の訪問看護サービスの全部または一部を一時停止してもなお支払いがない場合、15 の規定に従い事業者はこの契約を解除する事ができます。
- 3 滞納した料金については当法人顧問弁護士より法的手続きを行うものとします。

17. 主治医との関係

- 1 事業者は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受け取ります。
- 2 事業者は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。

18. 訪問看護師の交替等

- 1 本契約において「訪問看護師」とは、所定の研修を受けた上で訪問看護サービス事業に従事し、病状の観察、清拭・洗髪、床ずれの予防と処置、医師の指示による診療の補助業務、リハビリテーション、食事（栄養）指導管理、排泄の介助・管理、ターミナルケア、カテーテル等の管理、ご家族等への介護支援・相談などを行う、看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の専門職員をいうものとします。
- 2 本契約において「サービス従事者」とは訪問看護師のことであり、事業者が訪問看護サービスを提供するために使用する者をいうものとします。
- 3 契約者は、選任された訪問看護師の交替を希望する場合には、当該訪問看護師が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師の交替を申し出ることができます。
- 4 事業者は、訪問看護師の交替により、契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

19. 記録の整備について

事業は設備、備品、従業者及び会計に関する諸記録を記録し、利用者に対する訪問看護の提供に関する記録（日々の記録、評価結果、サービス提供票、診療情報提供書等）を整備し、その完結の日から5年間保持します。

20. 緊急時における対応について

- 1 この事業の提供を行っているときに利用者に事故、及び病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求めます。また該当市町村、当該利用者の家族に連絡を行い、必要な措置を講ずることとします。
- 2 4に規定の営業時間外に緊急対応が必要な場合は、契約した保険給付サービス規程に沿って対応を行うものとします。但し25に規定する自然災害時は25の規定に従うものとします。
- 3 4に規定の営業時間外に対応する緊急時訪問については、保険給付サービスに基づく加算などの説明を事業者より説明を行い、同意を得た場合加算項目に✓を行いこの重要事項説明書にサインを行う事でサービスを行えるものとする。

21. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名：	介護保険・社会福祉事業者総合保険

22. 損害賠償について

利用者に対するサービスの提供により賠償すべき責任ある事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うこととします。

23. 虐待の防止について

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知します。
- 2 虐待の防止のための指針を整備します。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

2 4. 秘密の保持と個人情報の保護について

- 1 事業者及びその従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供に当たって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らさないことを誓います。
- 2 事業者は、その従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密をもらすことがないように必要な措置を講じます。
- 3 事業者は利用者に医療上の必要がある場合には、他の医療機関などに利用者に関する心身などの情報を提供できるものとします。
- 4 利用者に関わる他の居宅支援事業者等と連携を図るなど、正当な理由がある場合には、利用者又は利用者の家族などの個人情報を用いることができるものとします。

2 5. 業務継続計画の策定等

- 1 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- 2 感染症及び災害に係る研修を定期的（年 1 回以上）に行います。
- 3 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

2 6. 自然災害などの対応について

- 1 営業時間に関わらず気象庁発表の大雨、洪水、大雪などの警報レベル 3 以上の勧告が出た場合、緊急時対応を含めサービス遂行困難としサービスの提供を行えないものとします。但しその場合も利用者の状況把握、主治医への連携、関係連携先との連絡を可能な限り行い利用者の保護に努めます。
- 2 災害の継続が見込まれる場合は、2 5 の業務継続計画に従い災害時の計画に従って行動を行います。
- 3 自然災害などサービス利用に支障をきたす可能性がでた場合、可能な限り事前に事業者から連絡をいたします。

2 7. 衛生管理等

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- 3 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- 4 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- 5 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

28. 合意管轄及び、苦情処理体制について

- 1 当事業所に対する苦情は面接、電話、意見箱、書面により苦情受付担当者が受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。
- 2 苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。
- 3 苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。
- 4 苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項については一定期間後その結果を報告します。
- 5 本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、大村家庭裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、利用者及び利用者代理人、事業所は予め合意します。

○苦情受付担当者 伊崎 翼

電話 0957-54-4230

受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

○苦情解決責任者 代表者 伊崎 明

○行政機関苦情相談窓口

相談窓口 : 大村市役所 長寿介護課

住 所 : 長崎県大村市本町458番地2 中心市街地複合ビル2階

電話番号 : 0957-20-7301

相談窓口 : 長崎県国民健康保険団体連合会

住 所 : 長崎県長崎市今博多町8番地2

電話番号 : 095-826-1599

特記事項

作成：令和5年07月01日

改定：令和5年11月01日

改定：令和6年02月16日

改定：令和6年10月01日

改定：令和7年02月28日

改定：令和7年06月01日